

令和5年度鹿沼市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度鹿沼市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 接 続 戸 数 | 26,500 戸 |
| (2) 年間総処理水量 | 11,000 千立方メートル |
| (3) 一日平均処理水量 | 30,200 立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		2,731,149 千円
第1項 営業収益		1,230,254 千円
第2項 営業外収益		1,500,893 千円
第3項 特別利益		2 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用	2,355,105 千円	
第1項 営業費用	2,143,376 千円	
第2項 営業外費用	201,727 千円	
第3項 特別損失	2 千円	
第4項 予備費	10,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 951,313 千円は、当年度分消費税資本的収支調整額 37,340 千円、当年度分損益勘定留保資金 584,222 千円で補填するものとする。更に不足する額については、当年度利益剰余金処分で補填する。）。

	収	入
第1款 資本的収入		921,464 千円
第1項 企業債		409,000 千円
第2項 出資金		104,964 千円
第3項 負担金		25,000 千円
第4項 補助金		382,500 千円
	支	出
第1款 資本的支出	1,872,777 千円	
第1項 建設改良費	847,212 千円	
第2項 企業債償還金	1,025,565 千円	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 409,000	証書借入又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率見直しを行った後においては当該利率の見直し後の利率)	政府資金の融資条件又は銀行その他の借入れ先との協定による。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。
計	409,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 131,617千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、854,730千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を補填した額については、資本金として処分するものと定める。

令和5年2月21日提出

鹿沼市長 佐藤 信